

野洲市届出避難所設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、野洲市地域防災計画に定める市が指定する指定避難所及び指定緊急避難場所（第11条において「指定避難所等」という。）とは別に、自治会、自主防災組織等（以下「自治会等」という。）が自主的に開設し、運営する災害時の避難所について、各地域における避難場所の充実を図ることを目的に、届出避難所の登録、その運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「届出避難所」とは、自治会等が自主的に開設し、運営する災害時における避難所として、第5条第2項の規定による登録を受けたものをいう。

(要件)

第3条 届出避難所の認定を受けようとする施設は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 水防法（昭和24年法律第193号）に定める浸水想定区域以外の区域にあること。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に定める土砂災害警戒区域以外の区域にあること。
- (3) 新耐震基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条の6第3号の規定に基づく建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件（昭和55年建設省告示第1791号）に定める基準で、昭和56年6月1日以後の建築確認等において適用されている基準をいう。）に適合する施設であること。
- (4) その他市長が届出避難所として登録することが適当であると認める施設であること。

(申請者)

第4条 届出避難所の登録の申請ができる者は、自治会等のほか、これらに準じるものとして市長が認めるものとする。

(登録の手続)

第5条 届出避難所の登録を受けようとする自治会等は、対象となる施設の所有者又は管理者の同意を得て、届出避難所登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の位置図及び平面図
- (2) 施設の建築年月及び新耐震基準を満たすことが分かる書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、届出避難所としての登録の適否を決定し、当該自治会等に登録が適当と認めたときは届出避難所登録通知書（様式第2号）により、登録が適当でないと判断したときは届出避難所登録不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、市長は、登録が適当と認めたときは、当該届出避難所の開設に係る条件を付することができる。

(廃止)

第6条 前条の規定による登録を受けた自治会等（以下「設置者」という。）は、当該届出避難所を廃止しようとするときは、届出避難所廃止届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（運営）

第7条 有事の際の届出避難所の開設及び閉鎖並びに当該届出避難所の開設中の運営は、設置者が行うものとする。

2 市は、届出避難所の運営に当たっては、職員の派遣を行わない。

3 設置者は、原則として届出避難所に避難してきた者を正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（費用負担）

第8条 届出避難所の運営に係る経費は、設置者の負担とする。

（備蓄品）

第9条 市長は、初度に係る別表の備蓄品を届出避難所に配備するものとする。

2 設置者は、備蓄品を自己の責任により適正に管理しなければならない。

3 設置者は、災害等により備蓄品を消費したとき又は使用期限を経過したときは、設置者において補充又は入替えを行わなければならない。

（開設等の報告）

第10条 設置者は、届出避難所を開設したときは、開設した旨及び開設時刻を直ちに市長に報告しなければならない。

2 設置者は、届出避難所に避難した者があったときは、その人数等を速やかに市長に報告しなければならない。

3 設置者は、届出避難所を閉鎖したときは、閉鎖した旨及び閉鎖時刻を直ちに市長に報告しなければならない。

（指定避難所等との関係）

第11条 設置者は、指定避難所等の開設の有無に関わらず、届出避難所を開設し、運営することができる。

（研修、訓練等）

第12条 設置者は、市が行う研修、訓練等に積極的に参加し、地域の防災力の向上を図るよう努めなければならない。

2 設置者は、届出避難所を利用すると想定される地域住民に対し、研修、訓練等を実施し、届出避難所の利用に関する理解・促進に努めなければならない。

（登録の変更又は取消し）

第13条 設置者は、届出避難所の登録内容に変更があったときは、その旨を届出避難所登録内容変更届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、土砂災害警戒区域の指定や浸水想定の見直し等により、届出避難所に災害発生の危険性が

生じたと判断される場合は、当該届出避難所の登録を取り消し、又は開設に関する条件を新たに付すことができる。

(損害賠償等)

第14条 届出避難所の運営又は利用に伴い生じた損害については、市はその責めを負わない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第9条関係）

収容可能人数	備蓄品	数量
30人まで	毛布	10枚以内
	非常食	24食以内
	保存水（500ミリリットル）	24本以内
31人から60人まで	毛布	20枚以内
	非常食	48食以内
	保存水（500ミリリットル）	48本以内
61人以上	毛布	30枚以内
	非常食	72食以内
	保存水（500ミリリットル）	72本以内